

平成 31 年 2 月 1 日

中部地方整備局 水災害予報センター

岐阜県 河川課

安八町役場 総務課

洪水からの「逃げ遅れゼロ」

実現に向けた避難確保計画作成講習会の開催

～ 避難確保計画の作成を後押しし、主体的な避難行動を促進 ～

洪水からの「逃げ遅れゼロ」を目指し、避難に時間を要する子供や高齢者等の避難行動が確実に行われるよう、岐阜県安八町にて要配慮者利用施設の所有者または管理者に対して、避難確保計画の「作成ポイントがわかる講習会」を開催します。

1. 概要

平成 29 年 6 月の改正水防法施行に伴い、浸水想定区域内にあって市町村地域防災計画に名称と所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、避難確保計画の作成・訓練の実施が義務となりました。これを受け、国土交通省では、昨年度避難確保計画の作成を効果的・効率的に実施するための「講習会の企画調整及び運営マニュアル」を作成しております。岐阜県安八町においても、このマニュアルに基づいた講習会を開催し、町外への安全な避難方法、避難のタイミング等について、行政側と施設側が連携した検討を重ね、「逃げ遅れゼロ」実現に向けた要配慮者利用施設の主体的な避難行動の促進に繋げていきます。

※要配慮者利用施設とは・・・社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設のことです。

※避難確保計画とは・・・水防法第 15 条の 3 第 1 項に基づき、要配慮者利用施設における水害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための計画です。

2. 日時・場所

【前期講習会】：日時：2019 年 2 月 7 日（木）14:00～16:00（受付 13:30～）

場所：安八町 中央公民館 講堂 ※駐車場無料

【後期講習会】：日時：2019 年 2 月 21 日（木）14:00～16:00（受付 13:30～）

場所：安八町 中央公民館 講堂 ※駐車場無料

3. 配布資料

「別紙 1」

4. 配布先

中部地方整備局記者クラブ 岐阜県政記者クラブ

5. 問い合わせ先

国土交通省 中部地方整備局 河川部 水災害予報センター

水災害対策専門官 岩田 伸隆 TEL：052-685-5117

安八町役場 総務課

課長補佐

梶井 浩晶 TEL：0584-64-3111

「要配慮者利用施設の避難確保計画作成に係る講習会」の開催について

施設利用者の命を守る「避難確保計画」

「作成ポイントがわかる講習会」



《施設管理者》

時間、人手、知識・ノウハウがない。
地震・火災の避難計画があるので活用したい。

作成方法がわからない・・・



**参加
無料**

水防法が改正（平成29年6月19日施行）され、河川の浸水想定区域内にある要配慮者利用施設については、避難確保計画の作成や訓練の実施が義務化されました。

多忙な施設管理者様、作成担当者様のご負担を軽減し、
計画の作成から役場への提出終了まで支援します。



《役場》

前期講習会

日時 2019年

2/7 (木)

14:00～16:00（受付 13:30～）

会場 安八町 中央公民館 講堂

① 計画作成におけるポイントの説明

- ◇ 安八町の水害危険性
- ◇ 法律で定められた記載内容
 - ・ 総括班、情報収集班、避難誘導班の役割分担 など
- ◇ 計画の様式を活用した作成方法
 - ・ 地震や火災の既往計画の活用方法 など

② 「どこに避難するか」に関するグループワーク

- ◇ 避難場所及び避難経路の検討（避難経路図の作成）

後期講習会

日時 2019年

2/21 (木)

14:00～16:00（受付 13:30～）

会場 安八町 中央公民館 講堂

③ 水害のおそれがある場合の気象情報の説明

【特別講演】

- ◇ 段階的に発表する防災気象情報の
避難行動への活用について



④ 「いつ避難判断するか」に関するグループワーク

- ◇ 避難準備開始や避難行動開始のタイミング
⇒ 避難するための「心のスイッチ」をいつ入れるか

質問窓口を設置

※質問窓口は右下【問合せ先】となります

⑤ 施設関係者全員で、計画内容を検討して下さい。

⑥ 計画を作成後、役場へ提出します。（3月15日まで）

【主催】 安八町

【共催】 岐阜県、岐阜地方気象台

国土交通省 中部地方整備局

//

水災害予報センター

木曾川上流河川事務所

【問合せ先】 八千代エンジニアリング株式会社

社会計画部（担当）寺脇・高森

電話：03-5822-2337（直通）

※電話受付時間：平日（9:00～17:00）